

# 2025年度(夏季)及び2026年度(秋季・春季)入学試験 個別審査(入学資格審査)について

## 1. 個別審査の対象者

### 【博士前期課程】

本学大学院を志望し2026年3月31日までに22歳に達する者で、以下の出願資格のいずれにも該当しない者。

- A. 大学を卒業した者または2026年3月31日までに卒業見込みの者
- B. 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を取得した者または2026年3月31日までに取得見込みの者
- C. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者または2026年3月31日までに修了見込みの者

### 【博士後期課程】

本学大学院を志望し2026年3月31日までに24歳に達する者で、以下の出願資格のいずれにも該当しない者。

- A. 修士の学位または専門職学位を取得した者
- B. 2026年3月31日までに修士の学位または専門職学位を取得見込みの者

※博士前期課程の出願資格Aの「大学」とは日本国内の大学を指す。

※高等教育自学考試制度により卒業した者は、出願資格を確認するため予め入試センターに連絡すること。

※夏季入学試験への出願を希望する者については、「2026年3月31日まで」の表記を「2025年9月30日まで」と読み替えるものとする。

## 2. 申請手続き(事前相談および審査申請期限)

### ① 事前エントリー

審査を希望する者は、下記期限までに、資格審査申請書を作成の上、事前エントリーしてください。  
必要な申請書類は個別にお伝えしますが、「3. 申請書類」を必ずご確認ください。

### ② 審査申請

本学が指定する申請書類を、下記審査申請期限までに、「速達簡易書留郵便」にて送付(必着)してください。

#### 送付先

〒221-0802

横浜市神奈川区六角橋3-26-1 神奈川大学入試センター 大学院担当

※申請書類を郵送する封筒の表面に「入学資格審査申請書類在中」と朱書きしてください。

## 事前エントリーおよび審査申請の期限

研究科	試験種別	事前エントリー期限	審査申請期限
工学研究科 理学研究科	秋季・夏季	5月8日(木)	5月22日(木)
	春季	11月10日(月)	11月20日(木)
法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 人文学研究科 人間科学研究科 歴史民俗資料学研究科	秋季・夏季	5月15日(木)	5月29日(木)
	春季	11月21日(金)	12月1日(月)

### 3. 申請書類 ※提出いただいた書類等は、原則としてお返しいたしません。

- ①最終出身学校の学校案内、学則、カリキュラム、卒業（修了）に必要な総授業時間数等が確認できるもの
- ②運転免許証、健康保険証など生年月日が客観的に確認できるものの写し  
2026年3月31日までに22歳または24歳に達することを確認できる書類  
※他の申請書類にて生年月日が客観的に証明できるものであれば、提出の必要はありません。
- ③最終出身学校等の「卒業（見込）証明書および成績証明書」の原本  
※卒業（修了）見込者は発行日が3か月以内のもの  
※中国国内の教育機関修了者で、出身大学の都合等により公正な証明書が発行できない場合には、**中国高等教育学生信息网(CHSI)**が発行する「学歴認証報告書」および「成績認証報告書」の原本でも可とする。
- ④その他
  - ・留学生：日本語能力を確認できる書類（日本語学校在籍証明書・日本語能力試験結果等）  
※人間科学研究科志望者は研究計画書も提出
  - ・資格取得者：資格証明書
  - ・職務経験を有する者：在職期間証明書
  - ・博士後期課程への申請者：修士論文やそれに相当する研究や業績を客観的に評価できる書類
  - ・歴史民俗資料学研究科志望者：志望理由書事前エントリー後にその他必要書類の提出をお願いする場合があります。

### 4. 審査方法・内容

以下内容を原則として書類審査により審査します。

- ①申請者の各種学校等における学修歴などに基づいて、審査します。  
※学修歴等が修得見込みで入学資格の認定を受けた者が、認定を受けた年度内に当該学修歴等の修得に至らなかったときは、入学資格の認定は効力を失います。
- ②申請者の社会における実務経験や取得した資格などに基づいて、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査します。

### 5. 審査結果の通知

個別審査の結果については、申請者に出願期間までに郵送により通知します。入学資格（出願資格）を認められた者には、「神奈川大学大学院入学資格認定書」を交付します。出願書類とあわせて、「神奈川大学大学院入学資格認定書」の写しをご提出ください。

### 6. 諸注意

#### 外国人留学生の方へ

##### 安全保障輸出管理について

神奈川大学大学院では、大学院の出願資格とは別に、「外国為替および外国貿易法」に基づいて「神奈川大学安全保障輸出管理規程」を定め、物品の輸出や技術の提供、人材の交流の観点から「外国人留学生」の受け入れについて厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育・指導が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に、ご自身が指導を希望する志望指導教授と事前によく相談を行うなど、十分に注意をしてください。詳しくは、本学入試センターまでお問い合わせください。